

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 7月11日		
発信課	納税管理課		
担当者	桑野		
連絡先	電 話	25-5917	
	FAX	27-2146	
	E-mail	nozeikanri@city.asahikawa.lg.jp	

分 類	その他				
日 程	7月 20 日 ~ 月 日				
発表項目 (行事名)	7月20日(土)から市税・国民健康保険料がスマートフォン等で納付(スマホ決済)できるようになります。				
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	7月20日(土)から納付書のバーコードをスマートフォン等のカメラで読み込むことで登録口座などから時間や場所にかかわらず市税と国民健康保険料を納付することができます。納付には専用のアプリが必要です。				
	スマホ決済	取扱税(料)目	納付上限額	事前準備	領収書
	LINE Pay (ラインペイ)	・市・道民税(普通徴収) ・固定資産税・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険料	30万円以下	チャージ	発行されません。
	PayB (ペイビー)			引落口座 の登録	
	注意事項 ※納付後、おおむね3週間以内に納税証明書が必要な場合は、スマホ決済を利用せず、市役所・支所・東部まちづくりセンター、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付の上、領収書を市役所・支所・東部まちづくりセンターに持参してください。 ※スマホ決済した方で軽自動車の車検を受ける際は、車検用納税証明書が必要ですので、市役所・支所・東部まちづくりセンターに請求してください。 ※バーコードが印字されていない納付書では利用できません。 ※バーコードには読取り期限(コンビニエンスストアの使用期限と同じ。)があります。 ※システムメンテナンス等で利用できない時間帯があります。詳細はアプリ事業者のホームページに掲載されています。				
添付資料	無 ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。				
報道(取材)に 当たってのお願い					
備 考					